

## ねりっこプラスについて

【問い合わせ】子育て支援課 放課後児童対策係  
電話03-5984-1519(直通)

### ねりっこプラスとは

令和3年度から、学童クラブ待機児童対策として、「ねりっこプラス」を開始します。  
「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了(午後5時:冬期は午後4時半)後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。  
利用を希望される場合は、あらかじめ申請が必要です。

### 1 事業内容

ひろば事業終了後に、ひろば室で過ごすことができます。  
ひろば実施時間(放課後から午後5時、冬期は午後4時半)までは、ひろば事業をご利用ください。  
ひろば終了時から、ひろば室で学童クラブと同様の保育を行います。児童の出席日数の要件やおやつ  
の提供はありません。以下の2通りの利用方法があります。

#### A 登録(Aカード)

放課後(学校のない日は午前9時)ひろば事業に参加した時点で、出欠確認を行います。  
・出欠予定は月ごとにカードに記入して提出してください。職員が確認します。  
・児童は、下校後直接ひろば室に入室しAカードを職員に提出します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。  
・一度帰宅したり、途中で習い事に行ったりすることはできません。

#### B 登録(Bカード)

午後5時(冬期は午後4時半)時点で、出欠確認を行います。  
・出欠予定は月ごとにカードに記入して提出してください。職員が確認します。  
・児童は午後5時にひろば室で出席確認ができるように入室し、Bカードを職員に提出します。  
職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。  
・下校後ひろば室で5時まで過ごしても、一度帰宅してからひろばに来ても構いません。  
(荷物をひろば室に置いたまま習い事に行く等の外出はできません)

利用方法の変更(A登録/B登録)は、年4回(4・7・9・1月)可能です。  
下校時から午後5時(冬期は午後4時半)までについては、ひろば事業(見守り)への参加です。  
ねりっこプラス(保育)は、ひろば事業が終了した後の午後5時(冬期は午後4時半)からの事業です。  
午後5時(冬期は4時半)より前に帰宅する日は、ねりっこプラス欠席の扱いになります。

朝(午前8~9時)、夕(午後6~7時)の、学童クラブ延長保育をご利用いただけます。  
夕方の延長保育をご利用の際は、必ず保護者のお迎えをお願いします。  
出席人数が少ない場合は、学童クラブ室で合同保育を行う場合があります。

### 2 対象児童・定員

ねりっこ学童クラブに申請し、待機となった児童  
・各ねりっこプラスごと、ひろば室の面積に応じた定員があります(最大45名)  
・心身に障害のある児童の受け入れは行いません。

### 3 実施日時

曜日	学校登校日	学校休業日(夏休み等)
月～金曜	午後5時～6時	午後5時～6時
土曜	午後5時～6時	午前9時～午後6時

午後5時(冬期は4時半)までは、ひろば等をご利用ください。

- ・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。
- ・朝(午前8～9時)、夕(午後6～7時)の、学童クラブ延長保育を利用することができます。

### 4 実施場所 ひろば室

### 5 保育料

月額1,000円

延長保育を利用する際は、別途延長保育料がかかります。(朝)月額500円(夕)月額2,000円

- ・毎月1日に在籍している場合は、その月の保育料がかかります。
- ・保育料の日割り計算は行いません(出席日数が少ない等の理由による減額はありせん)
- ・一定の条件に当てはまる場合は、保育料が免除になる場合があります。7ページの「保育料の納付方法と免除申請について」をご覧ください。

### 6 申請方法

別紙「令和3年度ねりっこ学童クラブ一次申請受付の結果について」に記載しています。

### 7 ねりっこプラスをご利用になれない場合

以下の場合は、ねりっこプラスをご利用いただくことができません。

- (1)学童クラブに入会できなくなった場合
- (2)学童クラブの入会待機を辞退する場合
- (3)学童クラブに待機する児童がいない場合

令和3年度入会  
練馬区立学童クラブ・練馬区立ねりっこ学童クラブ案内  
18・19ページより

## よくあるご質問

Q1 ひろばのない土曜日もプラスを利用できますか

A1 ひろばがない(学校の授業がない)土曜日については、午前9時(朝延長保育を利用する場合は午前8時)からひろば室で過ごすことができます。

ひろばがない土曜日については、A登録もB登録も、学童クラブ同様、午前9時すぎに出欠確認を行います。習い事等の中抜けはできませんので、ご注意ください。

なお、ひろばがある(学校の授業がある)土曜日は、午後5時までにはひろば事業をご利用いただけますので、A登録児童は下校時に、B登録児童は午後5時に出欠確認を行います。

Q2 新型コロナウイルス対策等でひろばが休みになった場合、ねりっこプラスは利用できますか。

A2 基本的には、上記ひろばのない土曜日と同じ対応を想定しています。

午前9時から午後6時(延長保育を利用する場合は午前8時からと午後7時まで)にひろば室で過ごすことができます。出欠確認はA登録もB登録も午前9時過ぎに行います。

状況によっては変更する場合があります。

Q3 ねりっこプラスが休みになる日はありますか。学童クラブと同じですか。

A3 基本的には、学童クラブ開設日はねりっこプラスも実施しますが、以下の場合は、A登録もB登録も午後5時に出欠確認を行います。

<ひろばはお休み、午後5時からのねりっこプラスのみになる日>

就学時健診日等、ひろばのために使用できる部屋の確保ができず、ひろばが実施されない日  
インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合、学級閉鎖該当クラス児童はひろばの利用ができません

・具体的には、学校によって異なりますので、各ねりっこクラブからお知らせします。

・令和3年度より、学校行事振替休日は、ひろばを実施します。午後5時まではひろば、午後5時からねりっこプラスをご利用ください。

Q4 習い事が午後5時半に終わるのですが、その後からねりっこプラスに行くことはできますか？

A4 一年を通じ、午後5時に出欠確認を行いますので、それ以降からの利用はご遠慮ください。

Q5 学童クラブと同じように、ねりっこプラスも4週間で16日以上のお出席をしなければなりませんか。

A5 児童のお出席要件は適用しません。

Q6 ひろばやねりっこプラスでけがをしたときの保険等はどうなっていますか。

A6 「ねりっこクラブ補償制度」が、ひろば・プラスともに適用になりますので、ご加入をお願いします。加入手続きについては、ねりっこプラス入会決定後の説明会等でご案内します。

Q7 就労証明書が4月末までの証明です。5月以降もねりっこプラスを利用するには何が必要ですか。

A7 学童クラブ同様、入会承認期間の延長をする場合には、所定の書類(学童クラブ・ねりっこプラス入会延長申請書兼変更届、就労証明書等)が必要になります。必要書類については、入会后、各ねりっこクラブからご案内します。

Q8 学童クラブに入会できることになりましたが、このままねりっこプラスを利用することはできませんか。

A8 できません。

Q9 A登録、B登録はいつ申請すればいいですか

A9 ねりっこプラス入会決定後の説明会等でご案内します。